

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	道路指定に係る種類
日 令和八年一月十五	指定の年月日
二十四 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚十五一一、十五一	指定に係る道路の位置
十四・三一	道路指定に係る延長 (単位メートル)
四・一〇	道路指定に係る幅員 (単位メートル)